

著者が行政実務で経験した自治体財務を
100問のQA形式にまとめた一冊！

現場の悩みを法と判例から解決に導く！

自治体財務Q&A

青田悟朗 著 A5判・308頁 定価：3,080円（本体：2,800円＋税10%）

現場から生じた問題に
根拠となる関連法令と
判例・文献を提示して
解説。

自治体職員の
生の声を拾い、
実務担当者が迷いやすい
財務上の問題を
解決！

現場の悩みを
法と判例から
解決に導く！

自治体財務 Q&A 青田悟朗 著

第一法規

実際に問題に
直面した際、
どのようなプロセスで
解決すればいいかが
わかる！

初任者にも
制度の理解も含め、
財務全般に興味を
持ってもらえるように
コラムを掲載！

4 契約

Q76 契約書の日付

4月1日を契約日に予定していましたが、法裁が間に合わない場合、選んで4月1日にしたいのですが、問題ないでしょうか。

A 契約日付は契約効力の発生日を意味します。
日付を空欄にしておく、契約成立時期がいつなのか不明であり、時効の起算点も問題になります。
契約発効日の適及は合意によりできますが、自治体の場合、予算執行が可能な日付でなければならないことは言うまでもありません。
また、日付を適及すると合意日が不明確になり、効力の点で疑義を生じ、不正につながるおそれもあります。
契約日と実施日が違う場合、効力発生日を明記し、次のような表現にします。

例「この契約は〇年〇月〇日から効力を生じる。」「契約締結日にかかわらず、この契約の有効期間は〇年〇月〇日から1年間とする。」

特に、庁舎管理における業務委託契約などは4月1日付けの契約を4月2日以降に締結した場合、4月1日に業務上で事故が生じた場合の扱いに難題を来す場合があります。4月1日の業務は事務管理（民法697）として捉えるのかという問題がありますが、事務管理は義務がないの他人のためにその事務を処理することからするとこの問題に当てはめられるのは疑問が残ります（[参考文献](#)）。

このような問題が生じるため、4月1日が土日に該当することも含め、4月1日前に締結できるように準備しておかなければなりません。

参考文献

4月2日以降の契約締結における4月1日の事務処理の問題

「契約書の作成が4月2日以降になる場合は、当該契約書に「4月1日から本

COLUMN

他の地方団体への徴収の嘱託

地方税法20条の4に他の地方団体への徴収の嘱託の規定があり、過隔地の納税義務者に対して居住自治体に徴収を嘱託している例があります。差押えを一本化する点で効率的な徴収方法ですが、この制度は十分に活用されているといえません。

福岡県、福岡市、北九州市、久留米市が2005年（平成17年）から2007年（平成19年）にかけて地方税の合同徴収、徴収嘱託を初めて行った例が総務省の行政改革の事例として紹介されていましたが、徴収嘱託自体は古くから活用されていた。

小説家、詩人である木山操平（きやまじょうへい）が、1953年（昭和28年）頃の固定資産税の滞納で郷里の市から嘱託された東京都庁が郷里の家屋を差し押さえたことを面白く書いています。

「税金で苦労する話

役人はおんぼろラジオ1台を差押えて帰って行った。

その時役人が置いて行った差押調査は、記念のために取っておいた筈だと思って懐してみたら出てきた。ところがその調査によると、差押物件は単筒1棟となっている。ラジオだとばかり思っていたのは私の記憶違いであったようだ。滞納税額は1,140円である。日付は昭和28年10月7日である。

ところで同じ書類の中からもう一つ変なものが出てきた。これは筆筒のような座敷にある財産ではなく、外にある不動産の宅地の差押調査である。

私は思い出すことができた。私は東京のほか郷里の方にも、もはや人間は住めないようなおんぼろ家を一概所有しているが、そのおんぼろ家の固定資産税の差押えをうけたことがあるのである。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

1 財務規則、予算、決算、組織	4 契約
Q1 財務規則の範囲と定め方	Q55 最高制限価格を設けた一般競争入札の是非
Q2 自治体会計の特徴について	Q56 指名競争入札の要件
Q3 予算書の見方	Q57 指名停止措置と審査請求
Q5 予算の議決と専決処分	Q59 随意契約ができる場合
Q6 予算における支出の特例	Q60 随意契約が無効とされる場合
Q8 予算区分の意味	Q61 随意契約における「やむを得ない場合」
Q10 予算の流用	Q73 契約の成立
Q12 指定金融機関の指定	Q75 書面による契約成立時期
Q13 指定管理者の指定手続	Q77 秘密保持条項
Q14 指定管理者の行為と自治体の損害賠償責任	
Q15 指定管理者による減免	
2 収入	5 財産
Q17 地方税法と条例の関係	Q81 公有財産処分の議決
Q18 分担金と受益者負担金の違い	Q82 行政財産と普通財産
Q19 道路占用許可を受けていない道路占用料の徴収	Q83 督促手数料及び延滞金
Q21 公営住宅保証金(敷金)の返還と未納家賃への充当について	Q84 公の施設の使用料の減免
Q23 使用料と手数料の違い	
Q24 過料の対象と金額	6 住民監査請求、住民訴訟、賠償責任
Q25 督促の適用	Q85 職員の賠償責任
Q27 書類の送達	Q86 怠る事実
Q29 充当と相殺	Q87 住民監査請求と住民訴訟
Q30 工事請負契約返還金と他債務の相殺	Q88 外部監査
Q32 条例の公布手続と使用料の効力	Q89 住民訴訟における職員の訴訟参加
Q33 各種収入の端数処理	Q92 各種手当の申請手続と周知義務
Q35 水道料金の減免と不服申立て	Q94 申請処理の遅延と損害賠償
Q37 延滞金、遅延損害金の起算日	
Q39 債権管理における自治法、自治法施行令の適用	7 その他
3 支出	Q95 破産手続における債権申出の順位ほか
Q43 支出負担行為と支出命令	Q96 破産手続と民事再生手続の違い
Q44 支出負担が違法な場合の支出命令	Q99 PTA会費の口座振替と個人情報
Q45 支出負担と支出命令の関係	Q100 不当利得返還請求
Q50 現金以外の支出方法	
Q51 報酬費と報償費	COLUMN
Q52 支出区分	▶ 元本と利息、利息制限法
Q53 寄附、補助の扱い	▶ 訴訟の蒸し返しはできない?
	▶ 損害賠償額の間接利息控除と法定利率の改正
	▶ 公の施設利用と憲法21条(集会の自由)
	▶ 申告課税と賦課課税

詳細・試し読み・お申込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

現場の悩みを法と判例から解決に導く! 自治体財務Q&A

●定価3,080円(本体2,800円+税10%) [コード092270]

申込部数

部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
 また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
 一回あたりご購入金額
 (商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、330円(税込)
 3万円以下の場合、440円(税込)
 10万円以下の場合、660円(税込)

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に
 現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いた
 だけません。

年 月 日

〒 ー ー
 ご住所

機関名

部署名

公用
 私用

フリガナ

ご氏名

様

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の
 取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての開示、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、
 このままFAXで下記宛お送りく
 ださい。

■宛先

〒107-8560
 東京都港区南青山2-11-17
 第一法規株式会社
 ☎FAX.0120-302-640

書店印